平成30年2月 市政クラブ・無会派合同

全国地方議会議員勉強会 視察報告書

研修日:平成30年2月16日

研修先:全国地方議会議員勉強会

場 所:東京都中央区日本橋本石町

参加者:渡辺甚一、沼津光夫、北村征男、松葉晴彦、溝端甚一郎、今井武男

西田稔

市政クラブ・無会派 研修報告書 報告者 沼津 光夫

1. 期 間: 平成30年2月16日

2. 研修 先:東京都中央区日本橋本石町

3. 研修項目:地方議員が知っておきたい民意と公共経営のこれから

4. 講 師:明治大学公共政策大学院教授 兼村高文

5. 目 的:「民意」とは何か。「公共経営のこれから」について研修する。

6. 研修内容:

(ア) 新公共経営から新公共ガバナンスへ

新公共経営の小さな政府を目指した改革は、英国などはかつての手厚い社会保障サービスを容赦なくカットしてきたが、それでも歳出削減は達成されなかった。むしろ公共サービスが民営化されたことにより、サービスの質の低下を懸念する声が寄せられた。国民はこうした新公共経営政策に対して階層型行政管理へと戻る選択はせずに、市場主義で関係が生まれた民間との協働の方向へと向かった。

(イ) 住民参加のガバナンスの現状

今日の政府は、各国とも NPM から NPG への様相を強めている。「ガバナンス」という用語は、元は企業統治の問題でコーポレート・ガバナンスから広まったが、今や公共部門でも多くの場面でパブリック・ガバナンスが問われている。

(ウ) 住民参加型予算の広がり

住民参加のガバナンスにおいて、住民が政府の予算編成に直接関与する 住民参加予算は住民参加の形態の中で住民の意思が最もダイレクトの 政府の意思決定に反映される手法である。

(エ) 日本と韓国の住民参加予算の取り組み状況

日本と韓国の両国において、住民参加のガバナンスが政治や行政の議論の中で扱われ始めたのは、1990年代に入ってからであろう。韓国では、1961年に地方議会が解散させられて以来、地方自治は停止されていたが、1991年に地方議会議員選挙が実施され、また1995年には首長の直接選挙が行われるようになって地方自治が復活し、同時に國から地方事務権限が徐々に委譲され始めた。日本でも1995年に地方分権改革推進法が制定され、1999年に地方分権一括法の成立を見て、地方分権が進展してきた。それぞれに、地方自治が現実のものとして動き始めた。こうしたことにより、地方政府の制度的に公共のガバナンスの主体として登場してきた。

(オ) 住民参加予算の課題と今後の展開

住民参加予算は、住民が行政とのパートナーシップで導入し、運用しなければ常に政治的な思惑で利用されることになる。

住民参加予算の意義は、住民が直接に予算編成過程に参加して予算を決める事も重要であるが、代表制民主主義を補完するツールとして持つ事にある。そのためには、住民が「参加」して表す意思は、真の意思でなければならない。「関与」については直接の関与でも使途でもどちらでもよい。予算に関与できるツールが必要なのである。

7. 考察:

公共圏は日々その様相を変えている。その公共圏のガバナンスは、今後益々 そこに関わるアクターが協働して築いていかなければならない。住民参加 予算は、政治で汲み取れないかあるいは見落としている住民のニーズの一 端を表明するツールである。そう考えれば、政治からの不要論は的外れであ り、むしろ積極的に考えるべきであろう。住民参加の広がりは止められない。 住民参加予算は参加と関与の観点から柔軟な仕組みで導入を検討していか なければならないと考える。